

指定済み離島に対する対応方針

国土交通省 国土政策局
離島振興課
平成25年6月

常時陸上交通の確保された離島(淡路島)について

- ▶ 常時陸上交通の確保された離島(淡路島)については、指定によって効果の期待できる事業予定がなく、地域からの継続指定要望もないことから、これまでの他地域における指定解除との整合性も踏まえ、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項」に基づき、指定を解除

位置・人口等地域の概要

- ▶ 兵庫県淡路島の南部に位置し、東部に洲本市、南部に南あわじ市が位置する東西約22km、南北約1.5kmの带状の地域。
- ▶ 昭和39年7月7日離島振興対策実施地域に指定。

島名	市町村名	H22国調人口(人)
(あわじしま) 淡路島	南あわじ市 洲本市	839
	(南あわじ市)	(720)
	(洲本市)	(119)

現在の道路整備状況

すもと なだ かしゅう

- ▶ 県道76号洲本灘賀集線(延長49km、幅員4.1~15.5m アスファルト、コンクリート舗装) ⇒ **平成20年度開通**
【洲本市中津川から南あわじ市地野間19km】

バス	運行区間	離島地域内運行本数
洲本市 コミュニティバス*1	洲本バスセンター ~来川	3本/日
南あわじ市 コミュニティバス*2	陸の港西淡他 ~来川	5本/日

- ※1 淡路交通(株)の路線バス撤退(H24.3.31)に伴い、H24.4.1より(株)洲本観光タクシーがコミュニティバスを運行
- ※2 淡路交通(株)の路線バス撤退(H18.9)に伴い、H18.10よりみなと観光バス(株)がコミュニティバスを運行



今後想定している事業

事業	地区名	施工箇所	完了年度	嵩上げ措置
治山	沼島・灘	南あわじ市	H31	×
治山	灘	南あわじ市	H28	×
治山	灘	洲本市	H29	×

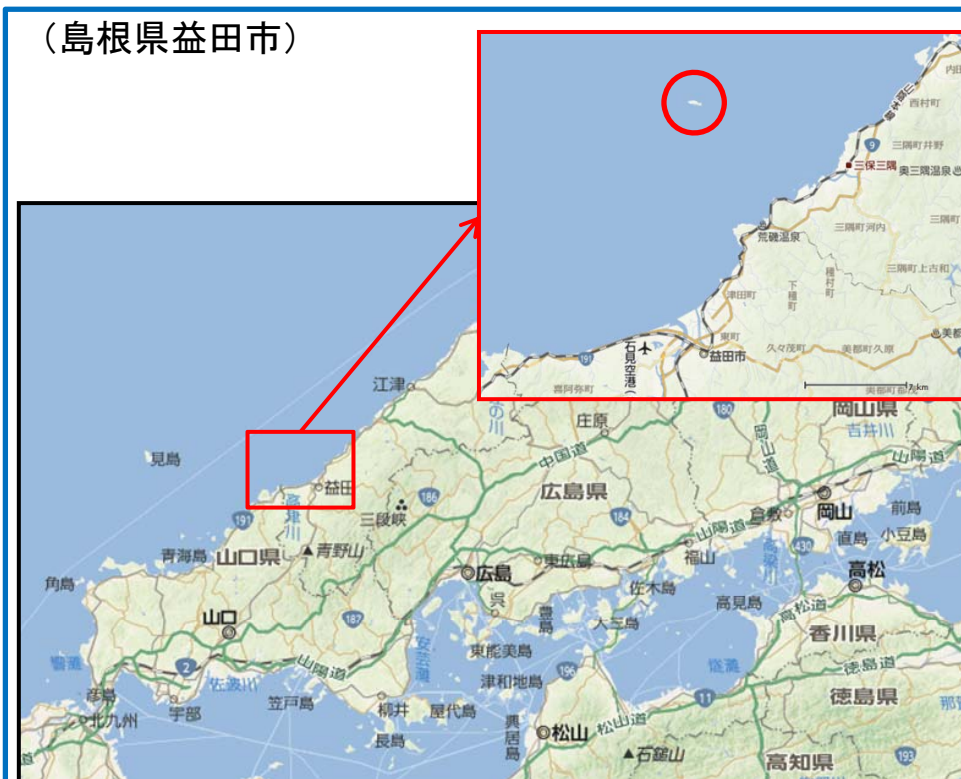
無人化した指定済み離島(高島地域)について

- 島根県にある高島は、昭和47年の局地的な集中豪雨で被害を受け、昭和48年に集団防災移転が決定。
- 昭和50年に11世帯26人が益田市土田地区に集団移転し、現在、無人島となっている。
- 離島振興法は有人離島を対象としていることから、指定を解除

指定基準との関係

基準	判定	高島
人口おおむね 50人以上	×	無人
人口減少率 10%以上	—	—
(参考) 航路距離 5km以上	—	—
(参考) 寄港回数 1日6回以下	—	—

(島根県益田市)



安居島・興居島について

- ▶ 平成17年1月の市町村合併により、安居島の属する北条市が松山市に編入され、他の忽那諸島の離島と同一の市町村区分に変更。
- ▶ また、新たに指定する興居島とあわせ、松山市では、平成24年に「愛ランド里島構想」を策定するなど、他の忽那諸島地域と合わせた一体的な振興を図っている。
- ▶ 以上より、地域ニーズも踏まえ、指定済みの忽那諸島地域と合わせて一体的に指定

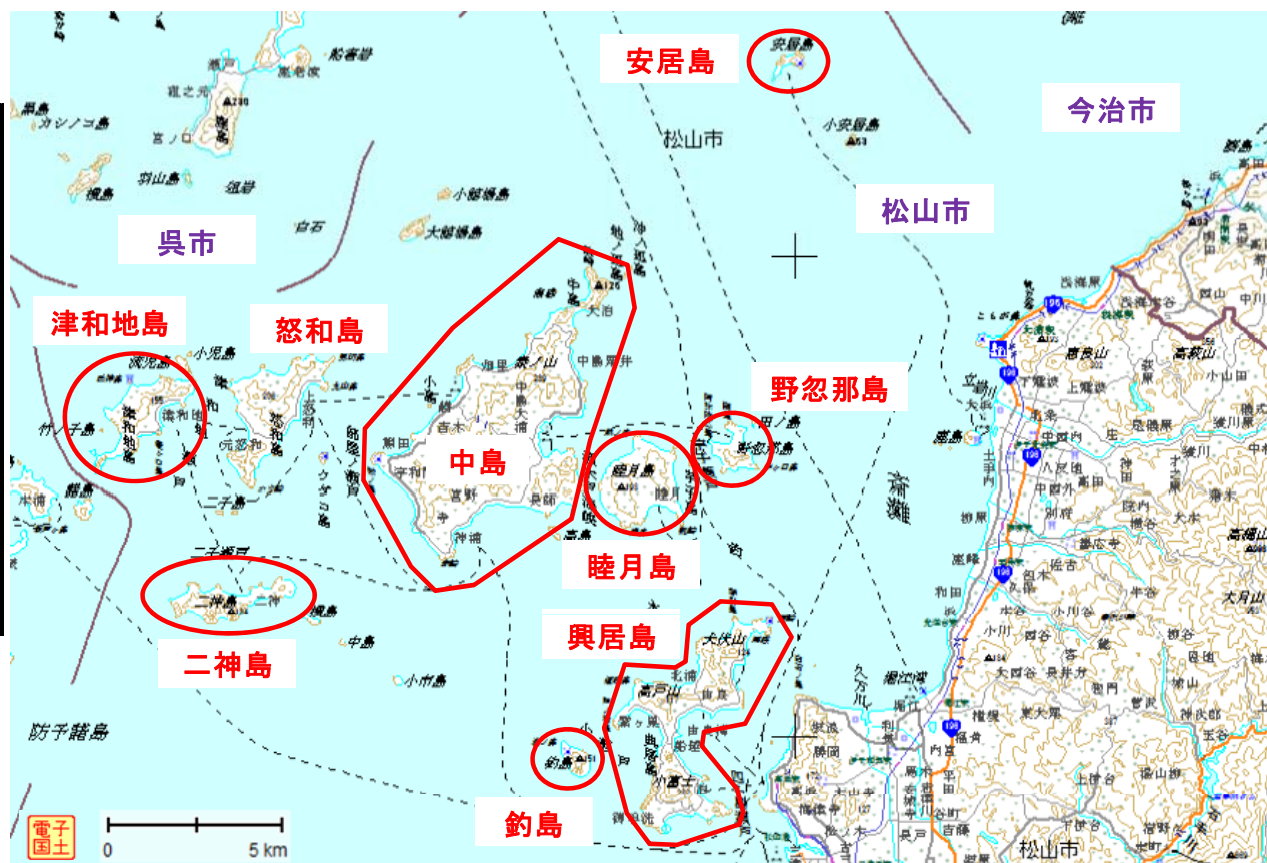
○ 忽那諸島地域について

(1) 市町村区分

島名	平成17年	昭和38年
安居島	松山市	北条市
興居島		松山市
釣島		松山市
野忽那島	松山市	中島町
睦月島		
中島		
怒和島		
津和地島		
二神島		

(2) 愛ランド里島構想

松山市の島しょ部全域について、「島びとが生き活きと輝く笑顔あふれる里の島」をめざす将来像として平成24年3月策定。対象期間は平成24年度から平成33年度の10年間。



人口50人未満の指定済み離島振興対策実施地域

➤ 指定済みの離島振興対策実施地域75地域のうち、継続指定の要望のあった人口50人未満の地域は6地域

○人口50人未満の指定済み離島振興対策実施地域

都道県名	市町村名	島名	指定地域名	指定地域 人口（人） 平成22年国調	指定地域 人口減少率 （%）	外海一部 内海	寄港回数 （回／日）	航路距離 （km）
北海道	厚岸町	小島	小島	13	7.1%	外海一部	—	—
岡山県	倉敷市	松島	児島諸島	13	35.0%	内海	—	—
		六口島				内海	—	—
愛媛県	大洲市	青島	青島	19	62.7%	内海	2	13.3
宮崎県	日南市	大島	南那珂群島	36	49.3%	外海一部	4	3.4
	串間市	築島				外海一部		
鹿児島県	出水市	桂島	桂島	13	59.4%	外海一部	—	—
	鹿児島市	新島	新島	4	66.7%	内海	2	1.7

※高島を除く

人口50人未満の指定済み離島振興対策実施地域

- 人口50人未満の6地域については、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項」に基づき、各離島について、指定解除停止の必要性を検討
- 指定解除停止の必要性は、各地域の今後の振興方針や成果目標、具体の振興策、これらの実施・評価体制を基に判断

○指定解除停止の必要性判断基準

- ・下記①～④の全てを満足し、指定基準である人口50人以上の達成が見込まれる場合は、現時点において指定解除を停止することが適当
- ・ただし、改正離島振興法の施行時期や離島活性化交付金等の新たなソフト施策の導入時期を踏まえると、指定解除の判断を行うための猶予期間が必要

評価項目	判断基準
①振興方針	離島振興法第1条の目的と整合していること
②成果目標	振興方針に沿った定量的目標が設定されていること
③実施・評価体制	成果目標達成のために必要となる最低限の関係者が網羅されていること
④振興策 (ハード・ソフト)	離島振興対策実施地域の指定によって優遇措置のある振興策があること

判断基準①(振興方針)

➤ 各地域における今後の振興方針について、離島振興法第1条の目的との整合性を判断した結果、「桂島」を除く5地域が適切な振興方針

県名	指定地域名	今後の振興方針	判断結果
北海道	小島	<ul style="list-style-type: none"> 島の主要産業である漁業の生産高は平成20年度以降減少傾向にあるため、産業基盤の整備等により生産性が高く安定した水産業の振興を図ることで、夏場は島・冬場は本土という独特の生活スタイルを維持しながら、離島の自立的発展を促進。 波浪などによる海岸浸食の防止対策等により島民の生活の安定を図り、半定住も含めた人口の拡大をめざす。 	○
岡山県	児島諸島	<ul style="list-style-type: none"> 「ジーンズ発祥の地」である児島地区などの本土側観光地を含めた観光ルートについて、民間渡船業者や観光業者と連携して企画実施するとともに、青少年育成施設である「青少年の島」をエコツーリズムを含む自然体験型観光施設として活用することで、交流人口の拡大を目指す。 	○
愛媛県	青島	<ul style="list-style-type: none"> 観光客を増やし、島の知名度を上げ、1人でも定住者を確保し、無人島になることを防止 その他、海岸浸食防止のための対策や、沿岸漁業維持のための漁場造成等を図る 	○
宮崎県	南那珂群島	<ul style="list-style-type: none"> 人工漁礁の設置による漁場整備、防波堤の基盤整備の推進等により水産業の振興を図り、島民の生活の安定を図る。 市営旅客船の定期運行の確保等を行うことで島民生活の安定を図るとともに、島の自然や資源を生かした観光及び滞在型体験学習などの実施による観光交流を促進し、著しい人口の減少防止を図る。 本土の医療機関との連携及び搬送体制の確立及び防災対策の推進による安心・安全な生活環境の整備を行うことで島民の福祉の向上を図る。 	○
鹿児島県	桂島	<ul style="list-style-type: none"> 漁礁の設置や種苗放流等による資源の育成や、チリメンジャコなどを利用した特産品の開発促進。 	×
	新島	<ul style="list-style-type: none"> 本土との交通手段である行政連絡船の維持・改善に努めるとともに、生活の安定及び福祉の向上を図る。 ジオパークの取組を進めるなかで、地域の活用も検討する。 	△

判断基準②(成果目標)

➤ 各地域の成果目標については、定量的な目標設定がなされているものの、一部実績不明など根拠の不明瞭なものや目標と目標値の不一致がみられる。

県名	指定地域名	成果目標 (10年間)	実績値	判断結果
北海道	小島	<ul style="list-style-type: none"> ・コンブの経営体当たり漁獲高について、コンブ漁場の雑海藻駆除などによる漁場改良により、平成24年度実績(5.0百万円)を維持。 ・防災対策や漁業振興により島民生活の安定を図ることで、島の人口を平成12年国勢調査結果(14人)と同水準に改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・4.3百万円(H15年度) ・14人(H15年度) 	○
岡山県	児島諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・観光入り込み客数の20%増加(H34年度:6,800人、H25年度当初:5,700人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5,700人(H20年度) 	○
愛媛県	青島	<ul style="list-style-type: none"> ・釣りや海水浴等で島を訪れる観光客を前年度比+5%とする ・防災対策や救急体制を確立することにより島民が安心して生活できることをアピールし、人口減少率を全国平均並の1%増加まで改善する(H12→H22:62.7%の減少) 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 900人 (H23年度) 〕 ・7.1%減(H22→H23) 	×
宮崎県	南那珂群島	<ul style="list-style-type: none"> ・島民漁船による漁獲高の平成23年度実績(59百万円)の維持 ・大島交流人口について、平成23年度比1割増加 ・漁業振興を図ること等により、定住人口を新たな離島指定基準である概ね50人以上とすることを目指す(平成17年国勢調査時の55人を目標)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・59百万円 ・2%(H25年度) ・41人(H22年度住基) 	○
鹿児島県	桂島	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者数の維持(12人) ・桂島地区の水揚量の増加(H25年度当初:16.3t→H34年度:19.3t) 	<ul style="list-style-type: none"> ・12人 ・15t(H15年度) 	○
	新島	<ul style="list-style-type: none"> ・現況人口の維持(人口減少率0%) ※現況:人口4人、高齢化率75% 	<ul style="list-style-type: none"> ・-300%(H15年度→H25年度当初) 	△

判断基準③(実施・評価体制－1)

- 振興策に関する体制は、実施・評価体制ともに必要な関係者が網羅されているのは、「小島」、「青島」、「南那珂群島」の3地域

県名	指定地域名	実施・評価体制	判断結果
北海道	小島	<p>【実施体制】小島自治会長と厚岸町まちづくり推進課の職員3名が主体となって、小島の振興策全般を企画・実施。北海道総合政策部地域政策課の職員5名及び北海道釧路総合振興局地域政策課の職員2名が、厚岸町と連携し振興策を支援。北海道、北海道釧路総合振興局、厚岸町や厚岸漁業協同組合、小島自治会が連携し、必要な検討を実施するとともに、実施に向けた調整等を行う。</p> <p>【評価体制】厚岸町、厚岸漁業協同組合、小島自治会が連携し、必要な検討を実施。その他、人口に関する目標値のフォローアップを行い必要な改善策を検討するため、上記連携とあわせて北海道釧路総合振興局の関係課を含めたワーキンググループを開催</p>	○
岡山県	児島諸島	<p>【実施体制】倉敷市観光課及び児島支所産業課の職員各1名が主体に観光振興策を企画実施するとともに、岡山県男女共同参画青少年課の職員1名が主体となって「青少年の島」の有効活用について検討・実施(六口島のみの記載)</p> <p>【評価体制】観光客誘致に関する課題や顧客ニーズを把握、適切な振興策を企画、実施するため、旅行代理店との協議を実施。「青少年の島」についても、同様に、成果目標のフォローアップを行い、顧客ニーズを把握し、適切な振興策を企画、実施。</p>	×
愛媛県	青島	<p>【実施体制】大洲市企画調整課及び大洲市長浜支所地域振興課の職員2名が主体となり、愛媛県地域政策課の職員6名と連携して、青島の振興策全般を企画・実施。愛媛県、大洲市や道路、河川、港湾、漁港、長浜自治会等関係する施設管理者からなる対策会議を立ち上げ、必要な検討を実施するとともに、実施に向けた調整等を行う</p> <p>【評価体制】定住促進に向けた課題や地域ニーズを把握、適切な対応策を企画、実施するため大洲市、長浜自治会等からなる連絡会議を立ち上げ。その他、人口に関する目標値のフォローアップを行い必要な改善策を検討するため、上記連絡会議とあわせて愛媛県、大洲市のほか(公財)愛媛ふるさと暮らし応援センター等の機関を含めて連絡会議を実施</p>	○

判断基準③(実施・評価体制－2)

県名	指定地域名	実施・評価体制	判断結果
宮崎県	南那珂群島	<p>【実施体制】日南市、串間市の離島担当課職員が主体に関係各課と連携しながら振興策を企画実施。宮崎県も各市と連携しながら振興策に取り組む。また、自治会長や漁業共同組合、定期船や消防とも連携。</p> <p>【評価体制】県や市の離島振興業務担当課が成果目標のフォローアップを行い、漁業に関する課題や地域ニーズを把握、適切な漁業振興策を企画、実施するため、自治会長や漁業共同組合、消防、市関係課が連携し、必要な事項等について検討を行う。</p>	○
鹿児島県	桂島	<p>【実施体制】出水市企画課の職員が桂島の振興策を総括し、各所管課が各振興策を実施。また、鹿児島県、北さつま漁業協同組合、出水市など関係する水産関係者で、水産業振興に必要な指導等を実施</p> <p>【評価体制】関係者で漁業に関する課題や地域ニーズを把握、必要な水産業振興策を検討及び指導(評価体制図なし)</p>	×
	新島	<p>【実施体制】鹿児島市政策推進課の職員が新島の振興策を総括し、所管課が各振興策を実施。</p> <p>【評価体制】なし</p>	×

判断基準④(振興策)

➤ 各地域における今後の振興策を調査した結果、離島振興対策実施地域の指定によって優遇措置のある振興策を予定している地域は、「南那珂群島」、「桂島」の2地域

県名	指定地域名	振興策(ハード・ソフト)	判断結果
北海道	小島	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全(護岸改修:未定)、昆布漁場改良(雑海藻駆除)のための環境生態系保全活動支援事業、床潭漁港改修(水産物供給基盤機能保全事業):別途北海道割増あり ・漁場環境調査、海底水道管維持補修、集会施設維持補修 	×
岡山県	児島諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理事務所等の改修、キャンプ場と海岸を結ぶ公園内通路の整備(拡幅・歩道設置) ・青少年の島のPR、観光施設における防災情報提供機器整備、子供の体験活動、六口島の観光パンフレットの作成 	×
愛媛県	青島	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場改修、荒廃地整備による柑橘類栽培 ・青島漁港の防波堤補修(損傷した場合)、築いそ新設(必要時) ・運賃1コイン制(片道665円→500円)(平成27年度より:離島航路運営費補助) ・フェリー運賃について、航路維持のため運航欠損が生じた場合にその費用の一部を運航会社へ支援(市独自) 	×
宮崎県	南那珂群島	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道地質調査、簡易水道仮水源地建設(未定)、交付金による漁港防波堤延伸 ・市営定期船の運航維持 ・水産資源確保のため、カサゴ等の稚魚放流 	○
鹿児島県	桂島	<ul style="list-style-type: none"> ・海底送水による水道水の供給、桂島漁港の維持管理 ・離島漁業再生支援交付金による水産資源の確保(アワビ放流や植樹・魚つき林の整備)→平成26年度までの継続事業 	○
	新島	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島港新港地区の維持管理、海底送水による水道水の安定供給 ・行政連絡船の維持改善に努める。地域住民への健康相談や保険指導の実施に努める 	×

人口50人未満の指定済み地域に対する指定解除停止

- 各地域の今後の振興方針や成果目標、具体の振興策、これらの実施・評価体制を判断した結果、「南那珂群島」については、指定解除を停止することが適当。
 ※ただし、指定基準である人口50人を下回っていることから、次回国勢調査による人口状況を確認し、改めて指定解除停止の是非を検討。
- 人口50人未満のその他の地域（小島、児島諸島、青島、桂島、新島）については、国勢調査の都度、
 - ・離島振興策の効果として、現時点に比して人口が増加していること
 - ・人口推移や振興策の実施状況等を踏まえ、将来的に指定基準である人口概ね50人以上を満足する見込みのあること
 を確認し、これらを満足しない場合は指定を解除することが適当。
- なお、これらの離島については特に、今後の振興方針に基づく振興策の実施状況を注視していくことが必要

○指定解除停止地域

都道県名	市町村名	島名	指定地域名	指定地域人口（人） 平成22年国調	指定地域人口減少率 （%）	外海一部 内海	寄港回数 （回／日）	航路距離 （km）	備考
宮崎県	日南市 串間市	大島 築島	南那珂群島	36	49.3%	外海一部 外海一部	4	3.4	

指定解除時期

- 淡路島、高島の指定解除時期については、従来の解除時期に関する取り扱いに準じ、次年度末をもって解除

○従来の解除時期

- ・従来離島指定解除については、架橋によって本土との間の常時陸上交通が確保されたことをもって実施
- ・解除時期については、「離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取り扱いについて(第43回離島振興対策審議会決定)」により、常時陸上交通の確保された翌年度末とされている

【参考】「離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域指定の取り扱いについて(昭和53年3月27日 第43回離島振興対策審議会決定)」(抜粋)

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律(これに基づく命令を含む。)に基づき、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

○解除時期

- ・従来の解除時期に関する取り扱いに準じ、解除のための準備期間を考慮し、次年度末(平成26年度末)をもって解除